

1 はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という）は、平成17年10月18日に「政令市移行後のごみ減量施策のあり方」について新潟市長から諮問を受けた。

14市町村の合併の際の「合併協定書」により、合併後も同一自治体内にありながら、家庭系ごみの分別区分や有料・無料、事業系ごみの排出方法・手数料が地域毎に異なっていることから、これらを統一すべく、今回審議会への諮問が行われた。

また、平成17年3月21日に発表された『新・新潟市合併マニフェスト』において、「限られた資源を有効活用し、循環型社会を切り拓く都市」を主要な柱としていることを踏まえ、合併により異なった状態の制度の統一だけではなく、市民・事業者・行政の協働による環境先進都市を目指すべく、ごみの減量・リサイクルといった、より高次元の検討も併せて行った。

なお、審議会では、これまで11回の会議とごみ処理施設の視察を行うことにより、諮問事項についての認識を深めるとともに、本市が目指す田園型政令市にふさわしいごみ減量施策のあり方について審議し、今後市民意見聴取を実施するため「中間とりまとめ」を行った。

各項目の「中間とりまとめ」は、審議会としての方向性を明示したものであり、市民意見交換会等を通じて得た意見を踏まえ、最終答申に向けての検討を行うこととしている。

合併協定書（調整方針）

合併協定における「ごみ処理手数料」「家庭系ごみ収集及び処理事業」の調整方針は、次のとおりである。

[ごみ処理手数料]

当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。

[家庭系ごみ収集及び処理事業]

当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。

2 諮問文（写）

新 廃 政 第 4 3 9 号

平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日

新潟市清掃審議会
会長 菅原 陽心 様

新潟市長 篠田 昭

政令市移行後のごみ減量施策のあり方について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

政令市移行後のごみ減量施策のあり方について

家庭系ごみの分別区分のあり方

家庭系ごみの負担のあり方

事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方

2 諮問理由

14市町村の合併に際して、行政制度の多くは旧新潟市の制度に統一したところではありますが、ごみの分別区分や手数料制度については、協議の結果、「当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。」とされました。

本市は、現在同一自治体内にありながら、ごみの分別区分が異なるとともに、家庭系ごみについては地域により有料・無料という不公平が存在しています。こうした状況は早急に解消すべきであり、遅くとも政令市移行までには統一の方向性を明確にする必要があるものと考えています。

また、本市は「限られた資源を有効活用し、循環型社会を切り拓く都市」を主要な柱の一つとした田園型政令市を目指しており、本年3月21日に発表した『新・新潟市合併マニフェスト』においては、「資源循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市の協働によるごみの減量・資源の再使用・再生利用の取り組みを推進します。また、ごみの収集・処理に要するコストを積極的に公開し、市民の協力による効率的なごみ処理体制の確立に努めるとともに、合併市町村の実績を踏まえて、分別方法、負担のあり方を研究し、ごみの減量に努めます。」としています。

つきましては、本市が目指す田園型政令市にふさわしいごみ減量施策のあり方について、幅広い御見識と市民の視点から、御審議願いたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成18年4月：中間とりまとめ

平成18年末：最終答申

3 清掃審議会委員名簿

会長 副会長

1号委員（学識経験者） 4名

氏名	役職名
いとう あきら 伊東 章	新潟大学工学部 助教授
こばやし えいいち 小林 英一	弁護士
すがはら ようしん 菅原 陽心	新潟大学経済学部 教授
たねだ かずよし 種田 和義	(株)新潟日报社 編集委員

2号委員（市民） 15名

氏名	役職名
いしぐろ やすひろ 石黒 恭博	白根環境衛生協会 理事
い だ のりこ 井田 ノリ子	公募委員
いとう かずお 伊藤 和雄	亀田製菓(株) 業務改善室 ISO事務局 マネージャー
おかもと みちよ 岡本 道代	新潟市赤十字奉仕団第37分団 副団長
くまだ ひろこ 熊田 ヒロ子	NPO法人エコネットとよさか 会員
こばやし むつこ 小林 睦子	新潟市消費者協会 新潟支部長
こまつ じゅんいち 小松 順一	豊照地区連合町内会 副会長
さとう たもつ 佐藤 保	連合新潟地域協議会 事務局長
しいや てるみ 椎谷 照美	NPO法人ヒューマンエイド22 代表理事
ないとう あきら 内藤 昭	イオン(株) 関東カンパニー新潟事業部新潟店 後方統括マネージャー
なかじま みちよ 中島 通世	新潟市食品衛生協会 会長
ふじい だいさぶろう 藤井 大三郎	亀田郷土地改良区 事務局長
やまざき ひろし 山崎 寛	公募委員
やました としゆき 山下 利諭己	巻環境衛生推進委員会 副会長
やまもと きみこ 山本 貴美子	坂井輪連合自治会理事

3号委員（関係行政機関の職員） 1名

氏名	役職名
あらかわ けんじ 荒川 建二	新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課長

敬称略・各号毎に50音順

4 新潟市の現状

地区別ごみ分別・排出方法一覧 [家庭系ごみ]

区分	新潟		新津	白根広域	豊栄	
	新潟地区	黒埼地区				
人口	488,782	27,365	68,042	65,837	50,430	
世帯数	195,960	9,184	22,238	18,472	15,365	
集積場数	6,117	418	989	1,712	844	
集積場当たり世帯数	32	22	22	11	18	
分別数	6分別	8分別	12分別	12分別	6分別	
ごみ	可燃ごみ	燃えるごみ 週3回	燃やせるごみ 週3回	燃えるごみ 週3回 指定袋	燃えるごみ 週3回 指定袋	可燃ごみ 週3回 ごみ処理券
	不燃ごみ	燃えないごみ 月1回	燃やせないごみ 月1回	燃えないごみ 月1回 指定袋	ガラス・陶磁器類 月2回 指定袋 鉄・缶類・その他 月2回 指定袋	不燃ごみ 月1回(年13回) 袋不要
	粗大ごみ	粗大ごみ 月1回 申込制戸別	粗大ごみ 月1回 申込制戸別	大型ごみ 随時 申込制戸別	粗大ごみ 随時 申込制戸別	ごみ処理施設 直接搬入主体
資源物	プラスチック類	プラスチック 週1回	プラスチック 週1回		プラスチック製 容器包装 週1回(第3週除) 白色トレイ 月1回	プラスチック製 容器包装 週1回
			ペットボトル 随時/拠点 回収容器	ペットボトル 月2回 コンテナ	ペットボトル 月2回	
	びん・缶類	びん・缶 週1回	空きびん類 月2回	ガラスびん 月2回 コンテナ		空きびん 月1回(年14回) コンテナ
			金属類 月2回	空き缶 月2回 コンテナ		缶・金属類 月1回
	有害類	有害危険ごみ 月1回	有害ごみ 月1回	電池 月2回 コンテナ		水銀含有物 年2回
古紙類	集団回収 主体	集団回収 主体	古紙類 新聞・チラシ・雑誌 段ボール・紙箱 月2回 ひも結束	古紙類 新聞・雑誌 段ボール・紙パック 月2回 ひも結束	古紙類 新聞・雑誌 段ボール・紙パック 月2回 ひも結束	
					紙製容器包装 月2回	
集団回収	新聞・チラシ 雑誌 段ボール 牛乳パック 古繊維 で実施					
拠点回収	古紙 ペットボトル 牛乳パック				ペットボトル トレイ・透明パック 水銀含有物 牛乳パック	

(凡例) 上段：品目名称 中段：収集回数 下段：排出方法(ポリ袋は省略) 手数料有り
 豊栄地区の「可燃ごみ」は、ごみ処理券を一定枚数配布し、それが無くなったら購入する制度

【説明】

新潟市は、黒埼町も含めると全部で15の市町村が合併しひとつの市になったが、合併協議によりごみ分別・排出方法は合併後も以前のままとなっており、現在は、ステーション収集の分別・排出方法は10通りに分かれている。(岩室地区と潟東地区は同じ)

平成17年4月現在

横越	亀田	巻	岩室	西川	潟東
11,713	32,974	29,791	9,897	12,565	6,306
3,439	11,115	8,923	2,875	3,527	1,471
101	328	611	109	316	139
34	34	15	26	11	11
10分別	8分別	6分別	6分別	10分別	6分別
燃やすごみ 週2回	燃やすごみ 週3回	普通ごみ 週5回 指定袋	普通ごみ 週3回 指定袋	普通ごみ 週3回 指定袋	普通ごみ 週3回 指定袋
燃やさないごみ 月2回	燃やさないごみ 月2回	ペットボトル以外 のプラスチック類を 含む	ペットボトル以外 のプラスチック類を 含む	ペットボトル以外 のプラスチック類を 含む	ペットボトル以外 のプラスチック類を 含む
粗大ごみ 月1回 申込制戸別	粗大ごみ 月1回 申込制戸別	大型ごみ 月1回 申込制戸別	大型ごみ 随時 申込制戸別	大型ごみ 月1回 申込制戸別	大型ごみ 月1回 申込制戸別
プラスチック製 容器包装 週1回	容器包装 プラスチック類 週1回				
	ペットボトル 週1回 ネット	ペットボトル 月1~2回 ネット	ペットボトル 月2回 ネット	ペットボトル 月2回 ネット	ペットボトル 月2回 ネット
空きびん 月2回 コンテナ	空きびん類 月1回 コンテナ	食品用びん 月1回 コンテナ	食品用びん 月2回 コンテナ	食品用びん 月1回 コンテナ	食品用びん 月2回 コンテナ
空き缶 月2回 コンテナ	空き缶類 月2回 コンテナ	飲料用かん 月1回 コンテナ	飲料用かん 月2回 コンテナ	飲料用かん 月2回 コンテナ	飲料用かん 月2回 コンテナ
	有害ごみ 月2回	乾電池 随時 コンテナ	乾電池 随時 コンテナ	乾電池 月1回 コンテナ	乾電池 随時 コンテナ
古紙 新聞・雑誌 段ボール・紙バック 月2回 ひも結束	集団回収 主体	集団回収 主体	拠点回収 主体	古紙 新聞・雑誌 段ボール・紙バック 月1回 ひも結束	集団回収 主体
新聞・チラシ 雑誌 段ボール 牛乳パック 古繊維 で実施					
ペットボトル	古紙 ペットボトル		古紙		

分別数では、最も少ないのは新潟地区などの6分別で、最も多いのは新津・白根広域地区の12分別となっている。

新潟・黒埼・横越・亀田地区を除く地区は、可燃・不燃・粗大ごみが有料となっている。

ごみ処理手数料の状況

区 分	新潟広域	新津	白根広域	豊栄	巻広域
有料化実施時期		平成 8 年 4 月	平成 1 1 年 1 月	平成 9 年 4 月	平成 1 4 年 4 月
ごみ処理手数料				ごみ処理券制度 [*]	
可燃ごみ (指定袋)	無 料	大(50)1枚 40円 中(30)1枚 30円 小(15)1枚 20円	大(50)1枚 42円 中(30)1枚 31.5円 小(15)1枚 21円 極小(10)1枚 10.5円	大(6kg)1枚 120円 40 相当 小(3kg)1枚 60円 20 相当	大(30)1枚 30円 小(15)1枚 20円 混合ごみ (可燃・不燃)
不燃ごみ (指定袋)		大(50)1枚 40円 中(30)1枚 30円 小(15)1枚 20円	中(30)1枚 21円 小(20)1枚 10.5円	無 料	
粗大ごみ		品目別単価表による	品目別単価表による	直接搬入 100kgあたり600円	シール1枚につき 500円
1世帯当たり 年間負担額		4,179円	4,270円	243円	4,437円

^{*} 豊栄地区の「ごみ処理券制度」は、各家庭に世帯人数別にごみ処理券（無料）を配布しポリ袋に貼付し排出する制度。ごみ処理券を使いきった場合は有料指定袋を購入し排出。

【説 明】

新潟市の人口の約7割を占める新潟広域地区（新潟・横越・亀田）は、家庭系ごみはすべて無料。

新津地区、白根広域地区（白根・小須戸・味方・月潟・中之口）、巻広域地区（巻・岩室・西川・潟東）は、可燃ごみ・不燃ごみ（巻広域地区は普通ごみ）について有料指定袋制（単純従量方式）による有料化を実施。1世帯当たりの年間負担額は4千円程度。

豊栄地区は、可燃ごみについてのみ、一定量を超えた場合に有料となるごみ処理券制度（超過方式）を実施。一定量の排出までは無料となっているため、1世帯当たりの年間負担額は243円と低水準になっている。

粗大ごみについては、新潟広域地区以外は有料となっている。

主な指標（H16実績）

区分	新潟広域	新津	白根広域	豊栄	巻広域	全市
1人1日当たり排出量 (家庭系のみ)	827g	730g	666g	622g	824g	793g
<内訳> ごみ	718g	564g	554g	559g	791g	687g
資源物	109g	166g	112g	63g	33g	106g
資源化率	14.7%	18.9%	22.0%	18.8%	25.0%	16.4%
世帯1月当たり 古紙回収量	6.1kg	12.3kg	10.1kg	11.9kg	4.6kg	7.0kg
1人1日当たり 最終処分量	210g	94g	68g	163g	74g	176g

【説明】

1人1日当たりの排出量のうちごみの排出量は、有料化を実施している新津・白根広域・豊栄地区が554g～564g、無料の新潟広域地区に比べ2割程度ごみ量が少なく、減量化が進んでいる。

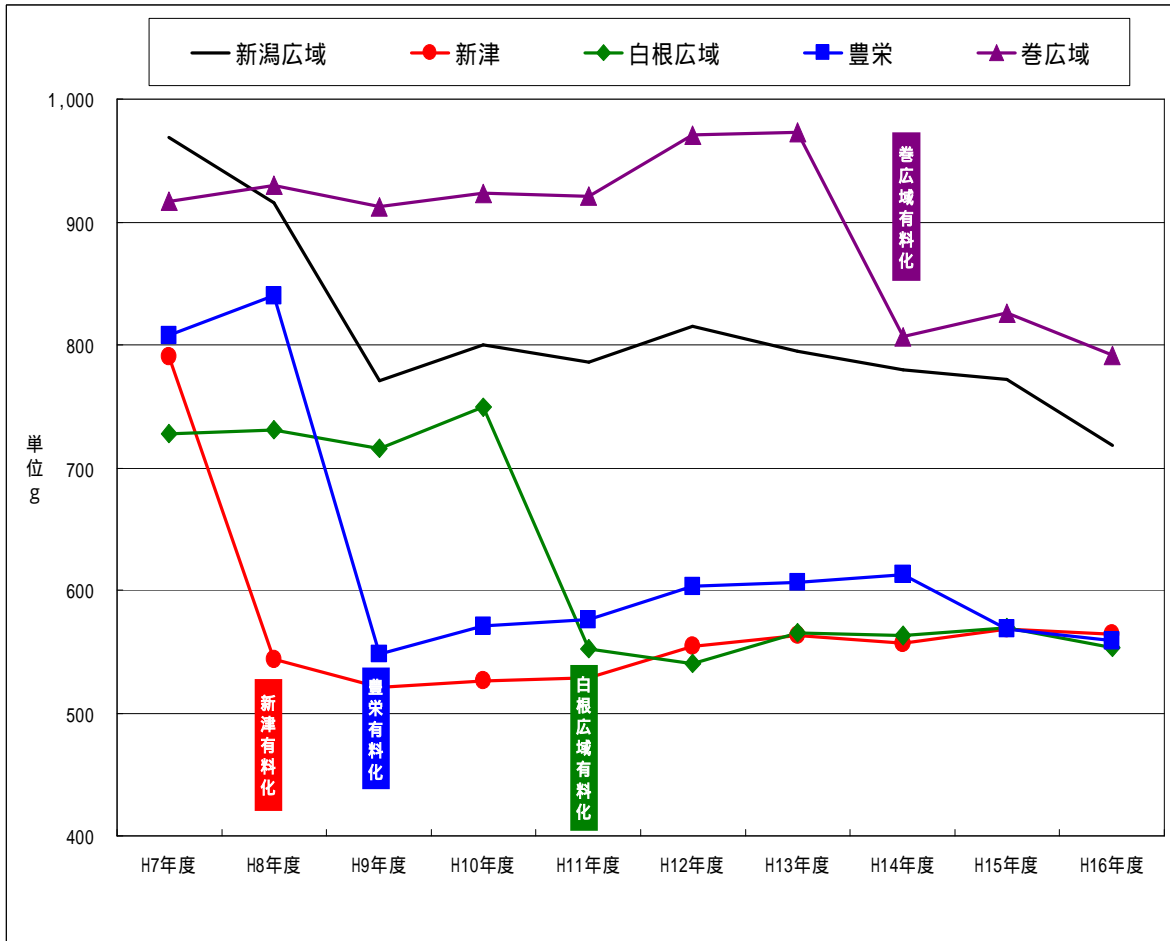
巻広域地区は、普通ごみをステーションへ排出する場合は有料となっているが、ごみ処理施設に直接持ち込んだ場合は1tまで無料となっている。このため、家庭ごみの約4分の1が焼却場へ直接持ち込まれているという状況があり、有料による減量効果が少なく、その分も計上すると全市では最も多いごみ量となっている。

資源化率は、有料地区が無料地区を全て上回っている。全市では巻広域地区が最も高い水準だが、これは当該地区のごみ処理施設である「鎧潟クリーンセンター」では、ごみを溶融しスラグ・メタルといった資源物を生成していることによるものである。

ごみの減量に大きく寄与する古紙回収の世帯1月当たりの回収量は、ステーション収集を月2回行っている新津地区が最も多く、新潟広域地区の約2倍となっている。

1人1日当たり最終処分量（埋立量）は、白根広域地区が最も少なく、新潟広域地区の約3分の1程度となってる。白根広域地区のごみ処理施設（白根グリーンタワー）が焼却灰を溶融・資源化（スラグ）する機能があることも一因だが、ごみの減量・資源化の推進が図られていることが大きな理由となっている。

家庭系ごみ 1人1日当たりのごみ排出量の経年変化 [可燃・不燃・粗大ごみのみ]



【説明】

家庭ごみを有料化している新津・白根広域・豊栄地区ともに有料化の導入を境にして、1人1日当たりのごみ排出量が対前年比でそれぞれ 31%・26%・35%と大きく減少し、その後もその効果を維持している。

無料地区である新潟広域地区は、平成8～9年度にかけて新潟地区で実施した、ごみ分別区分の変更により20%減少し、その後の古紙集団資源回収の拡大による減少はあったが、同時期に有料化を実施した新津・豊栄地区に比べ効果は小さなものとなっている。

平成14年4月に有料化を導入した巻広域地区は、ごみ排出量は17%と減少したが、ごみ処理施設に直接持ち込まれる無料のごみが、家庭系ごみの4分の1を占めることから、1人1日当たりのごみ排出量は全市で最も高いものとなっている。

市民1人当たりのごみ処理経費の地区別比較（H16実績）

（単位：円）

区分	新潟広域	新津	白根広域	豊栄	巻広域	全市	
収集運搬	3,992	3,481	1,529	2,259	2,826	3,554	
処 理	11,704	15,356	9,874	11,178	22,776	12,637	
合 計	15,696	18,837	11,403	13,437	25,602	16,191	
財 源 内 訳	手数料等	1,767	2,951	2,827	1,252	1,758	1,921
	家庭系		1,409	1,330	74	1,281	326
	事業系	1,767	1,542	1,497	1,178	477	1,595
	一般財源	13,929	15,886	8,576	12,185	23,844	14,270

【説 明】

市民1人当たりのごみ処理経費は、全市で16,191円となっている。

地区別に比較すると、白根広域地区が最も低い額となっている。なお、同地区は1人1日当たりのごみ排出量も最も少なく、コスト面、環境面の両方の観点で優れている。

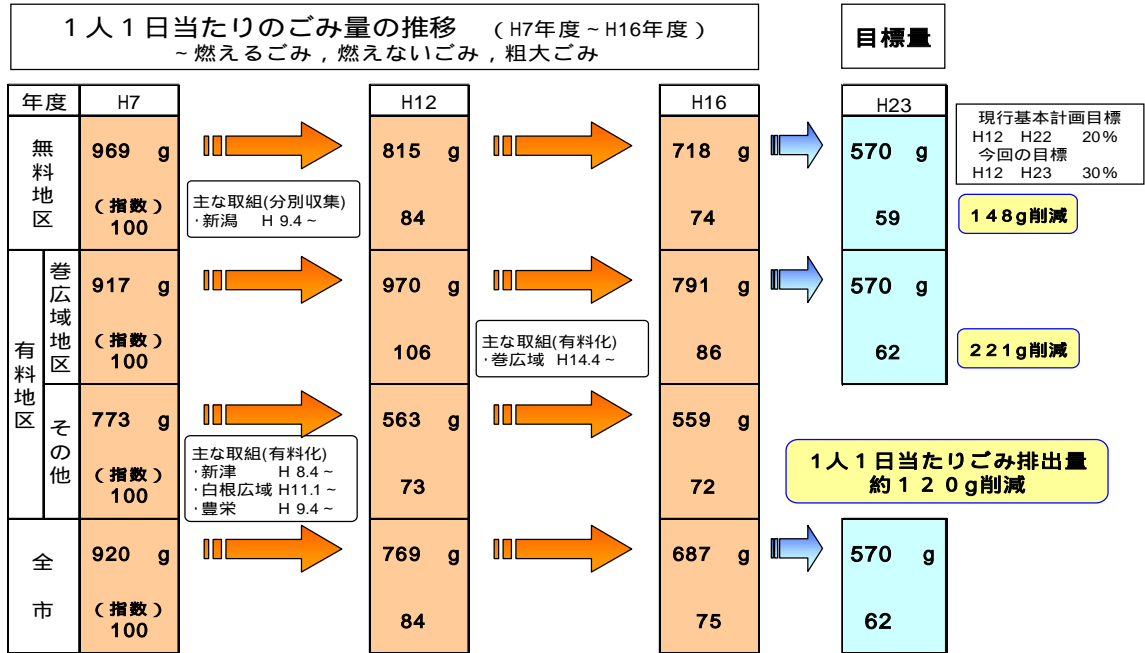
1人当たりのごみ処理経費が最も高いのは巻広域地区で白根広域地区の2.2倍となっているが、これは平成14年3月に竣工した鎧潟クリーンセンターの減価償却費や施設の維持管理費によるところが大きいといえる。

財源内訳は、市民1人当たりのごみ処理経費16,191円の内、市民・事業者がごみ量に応じて負担する手数料が1,921円で約12%となっており、一般財源（税負担）が14,270円で約88%となっている。

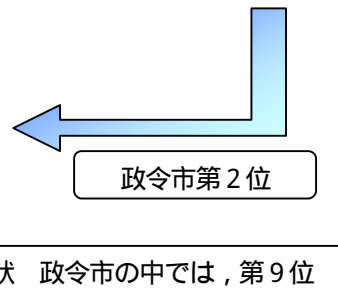
家庭系の手数料と一般財源（税負担）の合計が最終的な市民負担となるが、これを地区別で比較すると、白根広域地区が最も低く、有料指定袋などの手数料による負担が1,330円、税負担による間接的な負担が8,576円で合計9,906円となっている。

5 田園型政令市・協働で創る環境先進都市 - 1人1日120g ゴミ減量 -

《目標の設定》 (H23年度までに「1人1日当たりゴミ量約120g削減!」)



自治体名	ごみ (g/人・日)	備考
広島市	456	
京都市	586	戸別収集 有料化予定
大阪市	609	戸別収集
名古屋市	626	戸別収集
仙台市	627	



【説明】

環境先進都市を目指した目標設定について, 1人1日当たりのごみ量を, 平成16年度実績の687gから120g削減し, 平成23年度までに570gとすることを, ごみの減量目標とした。

この減量目標の考え方は, 新津・白根広域・豊栄地区の平成16年度実績が559gであることから, 全市でこの水準まで減量することは可能と考えたことによる。

新潟市が平成15年度に策定したごみ処理基本計画の目標では, 平成12年度の実績に対し平成22年度までに約20%削減することを目標としていたが, 今回の減量目標では平成12年度の実績に比べ約30%削減することとなる。

新潟市の1人1日当たりのごみ量は, 政令市14市と比較すると現在は第9位だが, この目標に達した場合には広島市に次いで第2位となる。

6 「家庭系ごみの分別区分のあり方」について

基本方針 ～市民・事業者・行政の協働によるリサイクルの推進

資源となるごみについては、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減
 分別を徹底し、高品質なリサイクルを確保
 市民の利便性とコスト面を考慮

分別区分 9種12分別

区 分		収集回数	出し方
し み	1 燃やすごみ	週3回	指定袋
	2 燃やさないごみ	月1回	指定袋
	3 粗大ごみ	随 時	申込み制戸別収集
資 源	4 プラスチック製容器包装	週1回	ポリ袋
	5 ペットボトル	月2回	ポリ袋・コンテナ・ネット
	6 びん	月2回	コンテナ
	7 缶	月2回	ポリ袋・コンテナ
	8 有害・危険物 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 乾電池・蛍光管・水銀体温計 ライター・スプレー缶類 </div>	月1回	ポリ袋
	9 古紙類 新聞 雑誌・雑紙 段ボール 紙パック	月2回	ひも結束

【説 明】

各地区で異なるごみの分別区分については、 の基本方針に基づき、 の9種12分別による統一案とする。

白色トレイについては、現在小売店などでの拠点回収が進んでおり、今後も事業者の協力を求めながら、「トレイ to トレイ」という、より効率的な資源化を促すため、店頭回収を推進する。

分別区分の統一の考え方

プラスチック類についての提案

「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」を単独で収集
 資源化対象外のプラスチックは「燃やすごみ」として焼却処理

【説明】

「プラスチック類」は、現在、新潟地区では「プラスチック」として、資源化対象の「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」と、「資源化対象外プラスチック」が混合収集され、民間施設で前記3種類に選別処理を行った後、「資源化対象外プラスチック」は、焼却又は埋立処分されている。

現状 [16年度実績]		選別後		(経費)	
収集・選別		資源化	埋立 焼却	・収集	・選別 ・その他
13,056t	→	11,120t	1,830t 106t	3.4億円 (@25,963円/t)	6.5億円 (@49,900円/t) 1.1億円 (@8,314円/t)
				計	11.0億円 (@84,177円/t)

変更後

コスト削減が可能

ア 資源化対象外のプラスチックの選別経費の削減

～効果: (選別)@49,900円 × (資源化対象外)1,936t = 約1億円

イ 単独収集による選別費用の圧縮

埋立量の削減・処分地の延命化が可能

年間約2,000tの埋立量を削減可

嵩張るプラスチックを焼却することで、埋立容量の大幅な削減可

～年間削減容量: 約6,500m³

新潟・黒埼地区年間埋立容量の約13%相当 (約7千3百万円の経費削減)

リサイクルの品質向上が可能

現在、汚れの付着、異物混入、キャップ未脱着などにより、低い評価

3段階中、ほとんどが「下・中位」の評価 (全国の約9割は「上位」の評価)

【説明】

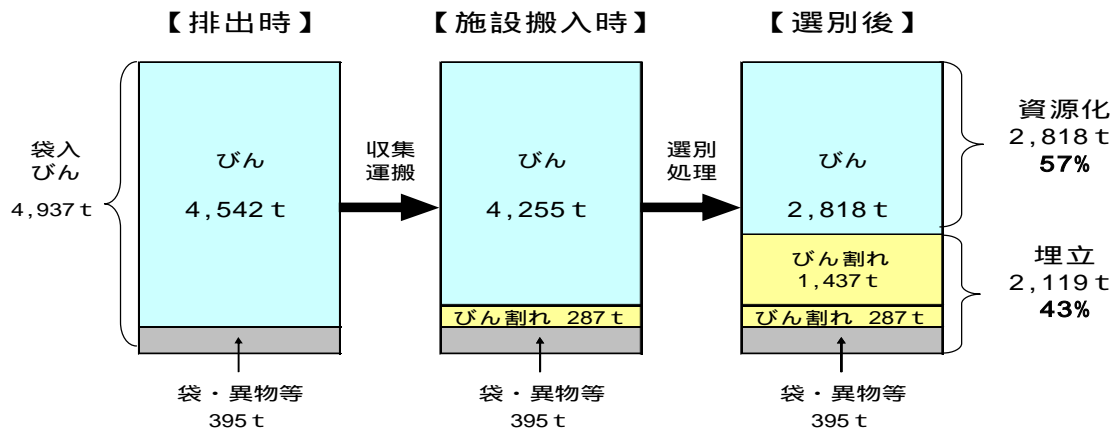
現在行っている選別処理コストや埋立量を削減し、リサイクルの品質向上を図るため、現行の区分を見直し、資源物として、「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」を別個に収集、資源化処理することとし、「資源化対象外プラスチック」は「燃やすごみ」の一部として焼却処理を行う。

びんについての提案

単独で収集し、コンテナ収集に統一

【説明】

「びん」は、新潟地区では現在、「びん・缶」として、「びん」と「缶」をポリ袋で混合収集し、市施設において「びん」と「缶」に選別処理しているが、収集処理工程において約4割の「びん」が割れ、結局埋立処分している現状がある。



新潟・豊栄地区などで実施しているように、「びん」を単独で「コンテナ収集」を行うことで、収集工程におけるびん割れを防ぎ、リターナブルびんとして再利用できるびんの比率を高めることができる。

「コンテナ収集」について、新潟地区のような都市部での実施が可能かどうかの懸念があるが、東京都23区や一部の政令市でもコンテナの置き場所を工夫するなどして、既に実施されている。

古紙類についての提案

全市で月2回程度の回収を確保

各地区の現況

区分	新潟広域	新津	白根広域	豊栄	巻広域	全市
主な回収手法	集団回収	行政収集	行政収集	集団回収	集団回収	-
回収回数	概ね月1回	月2回	月2回	概ね月1回	概ね月1回	-
1世帯・1月あたり回収量(kg)	6.1	12.3	10.1	11.9	4.6	7.0

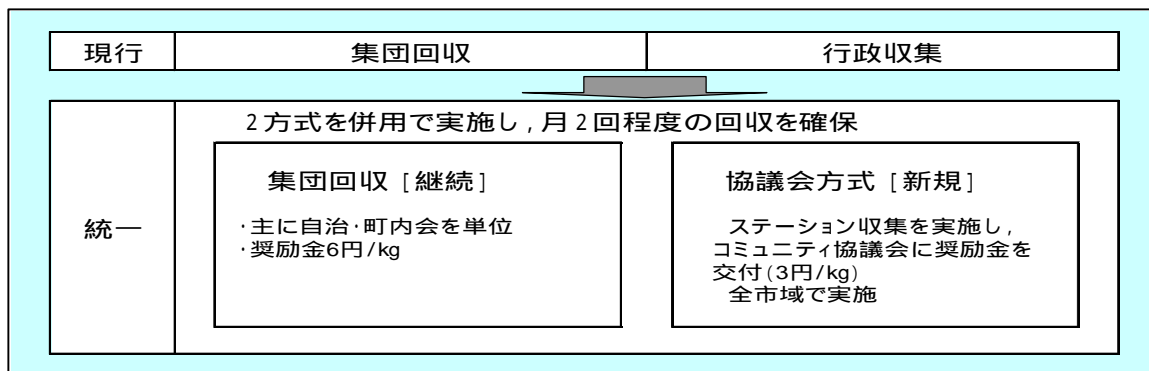
西川地区については、月1回の行政収集を実施

【説明】

「古紙類」は、新潟広域・豊栄・巻広域地区が、自治会など地域が主体となって取り組む「集団回収方式」で実施しており、新津・白根広域地区が、行政が回収回数や出し方を決めて行う「行政収集方式」を採用している。

各々の方式については、メリット・デメリットが有ることから、両方式の特色を活かした併用方式が提案された。

具体的には、「集団回収」を実施している地域についてはそのまま継続し、新たに全市域でコミュニティ協議会を主体とした「協議会方式」の古紙回収を行い、回収量に応じた奨励金を各コミュニティ協議会に交付する方式とし、全市域で月2回程度の回収を確保する。なお、この方式に類した方式を名古屋市でも実施し成果を上げている。



「家庭系ごみの分別区分のあり方」についての委員の主な意見

【分別区分について】

ごみの分別というものは本来全国で統一されていなければならないものなのに、自治体ごとにバラバラになっているのが一番の問題。特にプラスチックごみを分類するという、今回の新潟市の提案は、全国的な動向に合致しているのではと思う。

統一した制度にすることによって、リサイクルのグレードが下がるようなことのないようにすべき。アルミ缶の回収は、もっときちんと選別し資源化を進めれば、リサイクルが高まっていくことになる。

白色トレイをリサイクルするためには、きれいに洗って出してもらうことが前提となっている。汚れたものを集めても再生できない。ステーション回収となるとそれを徹底するのが難しいのではないかと。

現在、コンテナを利用してペットボトルや缶を収集しているところまで、すべて袋排出に統一するというのは、ごみになる袋が増えるという面から、いかがなものか。今までやってきたところはそのままの排出方法でいいということにしたほうがいい。

ペットボトルの回収には非常に大きなスペースを取られるので、容積の小さくなるような商品を、行政と小売店が共同で開発していくほうがいい。

各分別区分の名称は、統一に当たっては、誤解の少ない「燃やすごみ」「燃やさないごみ」、資源物についても、「有害ごみ」という名称をふさわしいものに変えたほうがいい。

新潟地区で、現在の6種を9種にすることについては、ほとんど異議はないのではないかと。資源化の方法についても、分別することで処理経費が節約できるので理解は得られる。

分別が新しく変わったりすると不安になるものだが、毎年分類表をもらうなどして、きちんと分別できてくる。長い目で見ると自然と定着して、きれいなごみの出し方になる。

【プラスチックについて】

リサイクルの品質が悪いといわれるが、ペットボトルに関しては、ラベルやキャップをはずすように奨励してはどうか。

生活者にわかりやすい情報がないと、いくら容器を出してくださいとお願いしても、区

分することは、なかなか難しい。理解してもらうための広報は、子どもでもわかるようなものにしたい。

プラスチックごみを資源化することは、基本的には、これからのごみ問題の解決策であり、埋立量の削減のための方策となるであろう。

新潟地区ではプラスチック類としてペットボトルと一緒に排出しているが、ペットボトルだけを分別するのは難しいことではない。

【びんについて】

びんを資源化する出し方のひとつとして、コンテナ回収という考えかたが出てきたのはとてもいい。

新潟ではコンテナを利用しているが、新潟でコンテナ回収をすることになれば、確かに場所はとるので、ステーションの数はできるだけ多いほうがいい。

びんの店頭回収について、コンビニエンスストアには協力してもらえないものか。義務付ける条例化はできないか。

ポスターやのぼりで「ここは協力回収店だ」と掲示すると、消費者にもわかりやすい。協力業者であることを表示するなどのPRをすることで、参加・協力する業者も増える。

【古紙類について】

コピー用紙や包装紙類、ティッシュの箱などの回収は、紐結束というのは難しいのではないかと。シュレッダーごみやちぎれたものの排出方法も考えてもらいたい。

回収拠点の数について、拠点と拠点の間隔が細かくて数が多くなれば、出しやすい。協議会方式でステーションが回収拠点となれば、回収率も上がるのではないかと。

有料化になった場合、有料部分のごみを減らすには紙類をどうやって資源に分類するかが重要になる。できるだけ資源として出せるやり方を考えるべき。

【巻広域地区の対応について】

巻広域地区は、平成14年4月に竣工したごみ処理施設「鎧潟クリーンセンター」の処理方式（シャフト式ガス化溶融炉）に併せ、従前の収集区分を変更し、「普通ごみ」として可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル以外のプラスチック類の混合収集を行っている。また、巻地区は、「普通ごみ」を週5回収している。

1月30日に清掃審議会長に要望書が提出されたことを受け、2月15日に巻広域地区の地域審議会会長との意見交換会を設けた。

要望項目

- 1 溶融炉の特色及び併設の資源化システム(リサイクルプラザ)の機能を十分生かしていただきたいこと。
- 2 制度の統一に当っては、地域の多様化を考慮し「合併協定書」に基づき巻広域の状況を尊重していただきたいと共に、巻広域のごみ収集分別形態を維持していただきたいこと。
- 3 分権型政令指定都市の理念に沿い、現行のごみ処分エリアを堅持していただきたいこと。
- 4 住民の支持する行政運営を視野に入れていただきたいこと。

《巻広域地域区 地域審議会長の意見》

私達の地区においても、びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみの分別にはきちんと努めている。巻広域地区には、全国にも誇れる溶融炉と資源化施設、資源化システムがある。この機能を十二分に発揮できるように配慮願いたい。

溶融炉を導入して丸 4 年経つが、住民説明会の時には有料化について抵抗が強かった。これに対して、最終処分場の延命化ということで納得していただいた。導入してからわずか 4 年で、合併したから分別を増やしますということでは、住民に納得してもらえない。

古い施設では、ごみを焼却し、後は最終処分場で処分していた。今は、そういうものを溶かして、その後メタルとスラグに資源化して売っている。その辺を理解いただきたい。

巻広域地区の地域審議会会長との意見交換を踏まえ、清掃審議会に対し会長私案が提案された。

《会長私案》

- 1 巻・西川・潟東・岩室地区における分別区分については、これまでの家庭系ごみ有料化に至る経緯を考慮し、以下の取り扱いとする。
3 年程度の猶予期間を設ける。
「その後、どうするか」については、その時点で改めて検討する。
- 2 焼却施設に持ち込んだ場合の手数料については、「負担の公平性」という観点から、例外規定を設けることは好ましくないと考える。

《審議会での主な意見》

今まで合併して異なった制度を統一するという事で審議してきた。特例を設けると他の地区の方から相当の批判が出る。

合併協定書に「当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。」と書かれてる。既に猶予期間はスタートしている。平成 20 年に新制度になって、さらに 3 年間猶予では長すぎる。

巻地区だけに特例を設けるのはいかがなものか。審議会としての基本線としては統一とすべき。猶予期間を設けるというのではなく、一緒に取り組んでもらうということやっていくべき。

巻広域地区でもかなり分別は進んでいる。統一してもたいした問題ではないのではないか。分別して負担を減らせるというチャンスを残しておくことで、自然と分別の方向へ進んで行くのではないか。

巻地域の有料化説明会の中で、毎日収集と分別の簡略化は行政として約束したものであり、その結果有料となり現在に至っている。新潟市と合併したからすぐに収集形態を変えるのでは、地域の理解は得られない。ゆくゆくはこうなるのだということで、減量へ意識を変えて行くことが大切。統一のための猶予期間を設けるべき。

審議会では、特例を設けるべきでないという意見が大勢を占め、全市統一を基本とすることとされた。この点については、巻広域地区における市民意見交換会を通じて住民の理解を得ることが重要であろう。

「家庭系ごみの分別区分のあり方」についての中間とりまとめ

分別区分については、ごみと資源をできるだけ分別することにより、最終的には焼却及び埋立処分されるごみを極力削減できることから、9種12分別を基本として行うことが望ましい。

新潟地区では混合収集されていたプラスチック類を分別して収集することとなるため、丁寧な説明・対応が求められる。

びんのコンテナ収集については、びん割れを防ぎ、埋立量を削減する観点から理解できるが、都市部での実施については場所の確保等、解決すべき課題もある。

古紙類の収集については、現在の自治会など地域が主体となった取り組みが損なわれないような制度が考えられているが、併用方式であるため、混乱をきたさないよう配慮が必要である。

古紙回収方式の変更に当たっては、自治会・町内会の意向を確認しながら進める必要がある。

資源物については、市・事業者・市民の協働により、リユースの拡大、リサイクルの品質向上を図るため、事業者への働きかけや、市民へのPRを強化し、店頭回収等の拡大に努めることが望ましい。

7 「家庭系ごみの負担のあり方」について

国の考え方

「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」

中央環境審議会（意見具申）[H17.2月] 一部抜粋

[有料化の推進]

一般廃棄物の発生抑制や再使用を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重要である。一般廃棄物処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること、住民（消費者）の意識改革につながるなどから、一般廃棄物の発生抑制等に有効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されているところである。このため、国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。

有料化に当たっては、実際に減量効果が得られるような料金設定及び徴収方法とすることが必要である。これまでの実施事例においては、周辺自治体の料金を参考として決めたり、ごみ処理費用から一定割合を算定することにより決めたりしている場合が多いが、有料化の目的や効果、コスト分析の結果を十分に検討した上で、料金レベルを決定する必要がある。

廃棄物処理法に基づく基本方針 [H17.5月改正] 一部抜粋

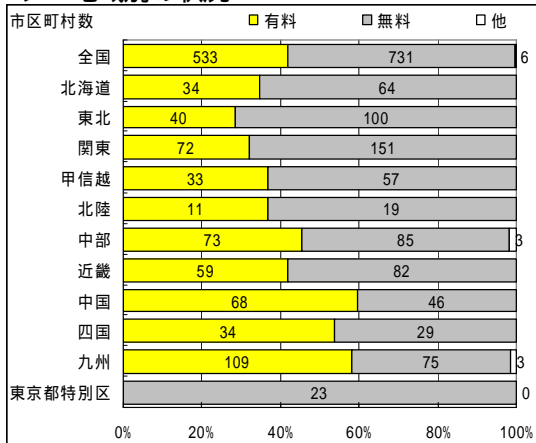
[地方公共団体の役割]

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

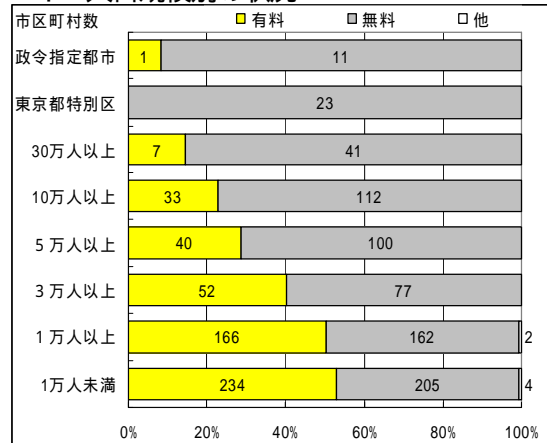
全国の状況

市区町村の状況【H13年度】 [調査対象 全国 3,241 市区町村 回答数 1,270 市区町村]

ア 地域別の状況



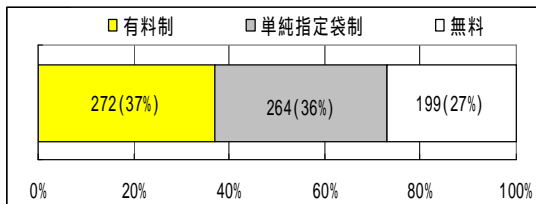
イ 人口規模別の状況



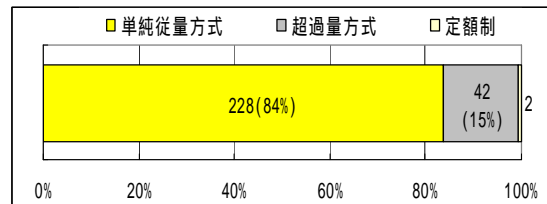
【出典 (社)全国都市清掃会議「ごみ有料化に係る調査」H15.3月】

市区の状況【H16年度】 [調査対象 全国 735 市区 回答・確認数 735 市区]

ア 全体の状況



イ 有料制の内訳



【出典 東洋大学山谷教授「全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査」H17.2月】

政令市・中核市・県内市の状況

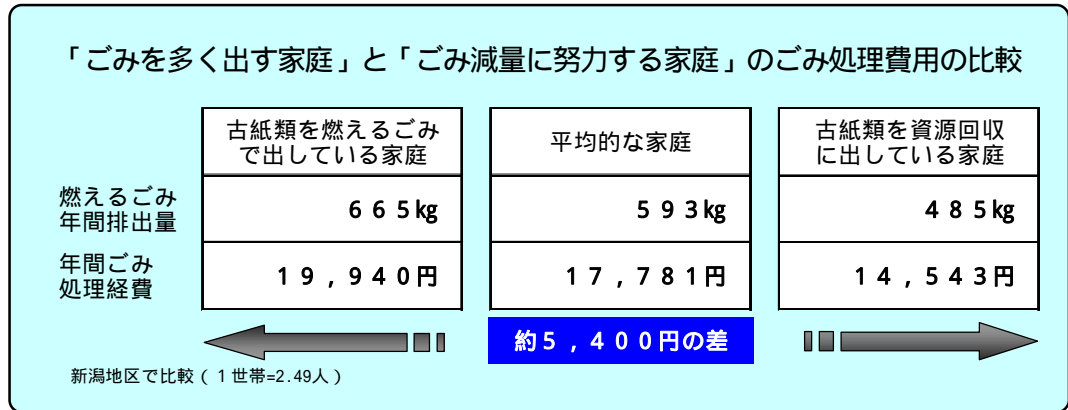
区分		自治体数	自治体名
政令市 [14市]	有料化	2市	北九州市 福岡市
	検討中	2市	京都市(H18年10月実施予定) 札幌市(審議会に諮問中)
中核市 [37市]	有料化	5市	長野市 函館市 宮崎市 下関市 高松市
	検討中	2市	熊本市(H18年度秋実施予定) 旭川市(H19年度実施予定)
県内市 [20市]	有料化	13市	長岡市* 三条市 新発田市 佐渡市 南魚沼市 十日町市* 阿賀野市 魚沼市 見附市 燕市 妙高市 胎内市 村上市
	検討中	2市	上越市* 柏崎市
県内の状況 [H17.4.1現在]		51市町村中35市町村が有料化(68.6%)	

* 有料地区と無料地区が混在

家庭ごみ有料化の意義

ごみ量に応じた費用負担の公平化

- ア ごみの減量に努力する人とならない人のごみ処理経費が税金で同様に賄われており、公平性に欠ける。

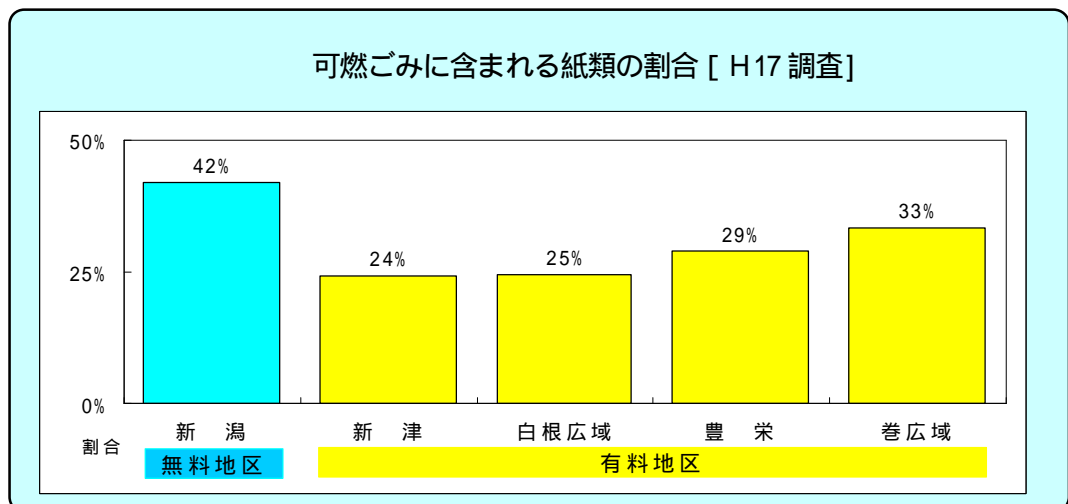


- イ ごみ減量に努力する家庭ほど費用や手間がかかる。

（例）電動生ごみ処理機を使用した場合 電気使用料 約6,000円/年
プラスチック・びん・缶・ペットボトル分別時の水道代・手間など

ごみ分別・リサイクルの促進による排出抑制

ごみの分別の適正化やリサイクルの促進により、最終的にごみとなる量が抑制される。



ごみの発生抑制・再使用の促進

ごみ減量への経済的インセンティブが働き、ごみそのものを出さないライフスタイルへの転換を促す。

(例) 発生抑制 「ものを大事に使う」「過剰包装の拒否」「食べ残しをしない」

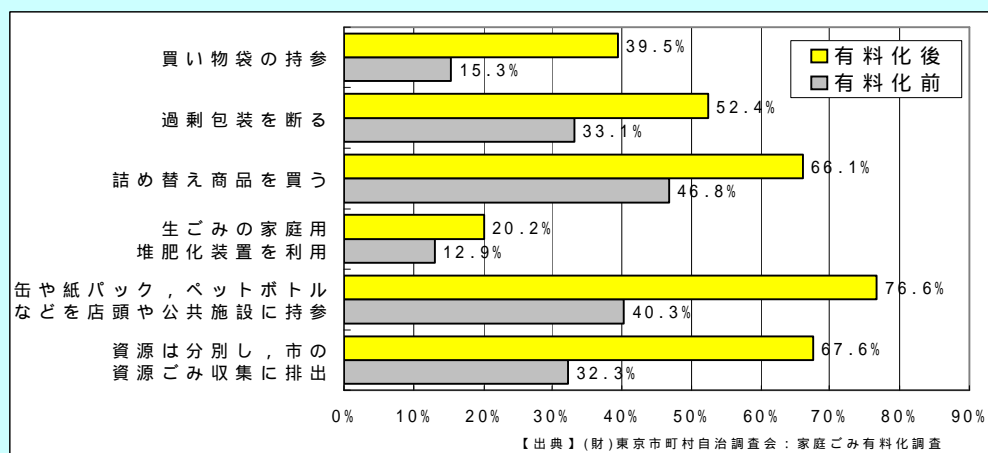
再使用 「フリーマーケット・リサイクルショップの利用」「詰め替え商品の購入」

環境に対する市民の意識改革

ごみ問題・環境問題について市民一人ひとりが関心を持つ契機となる。

有料化導入による市民のごみ減量・リサイクル活動の変化

[東京都青梅市の事例(H10.10月有料化)]



事業系ごみの混入排除

家庭系指定袋などの排出しか認めないことにより、事業系ごみの混入を抑制し、事業者の自己処理責任の徹底を図る。

事業系ごみが混入している
ごみステーションの事例



【説明】

「家庭系ごみの負担のあり方」について、上記「家庭ごみ有料化の意義」や、新潟市内で既に有料化を実施している地区のごみ減量実績を踏まえ、全市有料化で統一する。

有料化の対象・手法及び手数料の水準

有料化の対象・手法 [資源物は無料]

区 分		収集回数	有料の対象・手法
1	燃やすごみ	週3回	有料指定袋制(単純従量方式)
2	燃やさないごみ	月1回	
3	粗大ごみ	随 時	有料シール制(品目別に設定)

【説 明】

ごみ減量化・リサイクル推進や分別徹底の観点から、ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ)は有料、資源物は無料。

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は、『有料指定袋制(単純従量方式)』とし、「粗大ごみ」は、粗大ごみ収集を申し込む際、有料シール(ごみ処理券)を小売店などで購入し、粗大ごみに貼り付け自宅前に排出する『有料シール制』。

手数料の水準の具体案

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」

区 分	燃やすごみ	燃やさないごみ
大 (45ℓ)	45円	45円
中 (30ℓ)	30円	30円
小 (20ℓ)	20円	20円
極小 (10ℓ)	10円	10円

【説 明】

「ごみ減量化に効果的な負担感と市民の受容性のバランス」、「近隣市町村の手数料のバランス」を考慮し、10リットルあたり10円の負担水準とした。

指定袋の大きさは、有料地区・他の自治体の状況を踏まえ上記4区分とした。

有料制各手法の比較

区 分	有料指定袋制(単純従量方式)	有料指定袋制(超過量方式)
1 概 要	<p>【概要】 ごみ袋の価格に袋の製作費と販売経費等だけでなく、ごみ処理費用を含めて販売。ごみを多く出す人ほど袋代の負担が大きくなる。</p> <p>【袋代】 袋の製作費と販売経費等に、ごみ処理費用の一部を上乗せしている。全国の有料化実施都市の平均で、30ℓのごみ袋換算で1枚30円程度。</p> <p>【仕組み】 市が、袋製造者・販売者の指定、袋生産の発注、販売、配送、在庫等を管理。</p>	<p>【概要】 年間一定枚数(基準枚数)のシールや指定袋などを、郵送や自治会等を通じ配布。 市民は、ごみ袋にシールを貼付、若しくは指定袋を使用して排出。</p> <p>【袋代】 基準枚数までは無料、基準枚数を超えた場合は、ごみ処理手数料などを含めた指定袋を購入し排出。</p> <p>【仕組み】 世帯人数に応じた基準枚数の設定が重要であるとともに、チケット方式等による使用枚数管理が必要。</p>

2 期待される効果			
ごみ減量への動機付け		ごみを多く出すほど負担額が大きくなるため、減量が促進される	シール等の配布枚数を超えると有料になるので、減量が促進される
費用負担の公平化		ごみ減量の努力をするほど負担額が少なくなり、負担の公平化が図れる	シール等の配布枚数が適正であれば、負担の公平化が図れる
市民負担	×	ごみ処理費用を含んでいるため負担がある	シール等の配布枚数を超えないよう努力するので負担が少ない。ただし、配布枚数を超えると割高な負担が生じる
制度運用上の問題		最も導入例が多く、大都市でも実施していることから運用上の問題はない	×
事業系ごみの混入防止		ごみステーション等での監視強化により排除可能	ごみステーション等での監視強化により排除可能
3 総括		都市の特徴やごみ減量手段の充実度により異なるが、大きなごみ減量効果が期待できる。	シール等の配布枚数が適正であれば大きなごみ減量効果が期待できるが、正確な居住者把握など、大都市での導入は困難。
4 新潟市14地区の状況	10地区	新津・白根広域地区・巻広域地区	1地区 豊栄
5 政令市14市の状況	2市	北九州市 福岡市 (京都市H18秋予定)	なし

【説明】

家庭系ごみ有料化の手法については、新津地区、白根広域、巻広域で採用されている有料指定袋制（単純従量方式）と豊栄地区で採用されている有料指定袋制（超過量方式）の2つの方式を中心に検討を行った。

豊栄地区の有料化の状況

1 可燃ごみの出し方



80×65cm以内の半透明の袋で、レジ袋でも良い。
上記の袋に、1枚のごみ処理券(シール)を貼り、
ごみステーションに出す。



2 ごみ処理券の配布枚数

3月に1年分の「ごみ処理券」を郵送し、不足が生じた場合は、各自で有料の指定袋を購入する。
転入者には日割り計算で配布し、転出者からは返納してもらおう。
ごみ処理券の使用期間は1年間とし、翌年度は使用できない。

家族構成	配布枚数
1人世帯	115枚
2～3人世帯	140枚
4～5人世帯	155枚
6人以上	165枚

3 ごみ処理券の交付対象者

年1回3月を基準に、豊栄支所管内で住民登録している世帯に対してごみ処理券を配布

4 指定袋の購入が必要な人

住民登録をしていない人、またはごみ処理券が無くなった人は、市で定めた「可燃ごみ指定袋」を購入する。

可燃ごみ指定袋は「ごみ指定袋取扱所」の表示のある豊栄地区内 45店舗で購入する。

20 相当袋(3kg) 60円/枚 40 相当袋(6kg) 120円/枚

5 未使用のごみ処理券の扱い

1年間使用して余ったごみ処理券は、集団資源回収登録団体などごみの減量化・資源化を推進している構成員10人以上の団体で請求すると、1枚につき7円の報奨金を交付

新潟市の居住人口の状況

住民登録人口と国勢調査人口の比較

(H17.9月末日現在)

区 分		住民登録人口 (A)	国勢調査人口 (B)	差 (B - A)	比率 ((B - A) / A)
新潟地区		522,078	531,972	9,894	1.9%
内 訳	住登人口 < 国調人口 の区域	193,288	213,178	19,890	10.3%
	住登人口 > 国調人口 の区域	323,719	313,723	9,996	3.1%
	住登人口 = 国調人口 の区域	5,071	5,071	0	0.0%
新潟地区以外		288,448	281,808	6,640	2.3%
全 市		810,526	813,780	3,254	0.4%

【説 明】

新潟地区の一部では、実際の居住人口が住民登録人口を約1割も上回っている。学生や単身赴任者など住民登録していない人が多いため、居住実態の把握が困難。

学生や専門学校生が居住する地区では、現在でも、ごみ出しルールの徹底が困難であり、住民登録していない人にごみ処理券を配布しない場合は、より一層の混乱を招く恐れがある。

手数料収益の市民還元について

手数料収益は市民還元

家庭系ごみ有料化に伴う手数料収益(手数料収入 - 指定袋製作・販売費)については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策に加えて、地域振興費なども含め、明確な形で市民に還元する。

用途の決定は市民代表も含め透明性を確保

用途の決定にあたっては、市民代表(区自治協議会代表等)も含めた検討機関を設ける。

【説 明】

家庭系ごみの有料化により手数料収入が生じるが、この有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、手数料収益をごみ処理経費に充当することはせず、資源循環型社会促進策、地球温暖化策及び地域振興費などで市民還元する。

また、手数料収益の具体的な用途については市民代表を含めた検討機関を設け決定し、透明性を確保した形で市民に提示する。

手数料の減免について

検討対象

災害ごみ

ボランティア清掃ごみ

紙おむつ使用世帯 (子育て支援、高齢者・介護世帯など)

【説明】

「ごみ減量・リサイクルの推進」を目的に家庭系ごみの有料化を実施することから、この目的に馴染まないごみについては一定の配慮が必要と考え、既に有料化を実施している自治体の状況を踏まえ「災害ごみ」や「ボランティア清掃ごみ」、又は乳児、高齢者・介護世帯などで発生する「紙おむつ」を手数料の減免対象とする。

「家庭系ごみの負担のあり方」についての委員の主な意見

【有料化の是非について】

有料化を推進するにあたって、あくまでも再資源化やごみの減量に重点を置くのか、ごみ処理にかかる経費を、少しでも一般市民に負担してほしいと言うのかをはっきりさせるべき。

既に有料化している地域の方を無料化する方向での検討はできないものか。有料化したときにどんないいことがあるのかという部分が見えるようにするべき。

可燃ごみに含まれる紙類のうち、古紙が大分入っているようだ。有料化して、古紙の回収に力を入れると相当量減るのではないか。

有料化は、手数料を市民に還元するといっているが、実質は増税。減量化・資源化の取り組み姿勢を本当のものにするには、経済的なものよりも市民の意識改革が必要。

ごみを減らすには意識改革が必要。ごみのためにお金を払っているのだからきれいにしなければという意識を喚起しなければならない。

国際的な流れとして、家庭ごみをまったく無料とするのではなく、排出者責任という形で自覚を持っていたいただいたほうが、ごみの減量が進むということがある。

新津地区では、レジ袋を使っていた時はステーションがすごく散らかっていたが、有料指定袋制になった後は、整理整頓されるようになった。年間1人1,000円程度であれば、やりくりできるのではないか。

例えば1人1,000円程度であろうと、本当はなかなかきついし、理解してもらうのは難しいこともあると思うが、自分が使ったものについて、責任を持つという立場で、有料化を受け止めていいのではないか。

もう少しごみを減量化するために有料化を実施し、実施に移す時にどうすればそれがうまく機能するのか議論する必要がある。

白根地区、新津地区では全面有料化となっている。最初に実施するときには、十分膝詰めで話し合っていて決めて、それ以降は批判がない。最初は大変でしょうけど、そこを乗り越えないと新潟市もきれいにならない。

【有料化の手法について】

《超過量方式に賛成》

豊栄地区では超過量方式で他の有料地区に劣らない減量効果を上げている。単純従量方式では、お金さえ出せば袋が買えるということで、分別が面倒だからお金を出すという人にとっては減量へのインセンティブは働かないのではないか。その点豊栄方式では、ある程度までは無料で、ごみを減らす努力をしない人にも負担がかかるということや、努力した人にはごみ減量の達成感もあるということで、一生懸命分別や減量努力すると思う。

新潟地域に豊栄地区も加えて全市民の8割の方が、無料から有料になる。いきなり有料化といった場合、不法投棄の問題もあるので、やり方は超過量方式として、努力すれば無料という制度を残したほうが、反対が少ない。

超過量方式は、大都市での導入は困難と言うが、分権型政令指定都市ということを考え、各地区で分担して行うという形をとれば、それほど難しくないのではないかと。

居住者の把握が困難で運用上問題が大きいと言うが、住民登録をしていない人はどこの地域にもいる。そういう方は有料指定袋を購入してもらえば済む。住民登録せず、市民税、県民税を払っていない人にも、手厚く保護するのかという問題にもなる。

また、排出ルールの徹底が困難と言うが、学生や専門学校生が居住する地域だけでなく、どこの地域でもこういう問題は存在し、単純従量方式になっても、有料指定袋で出さない違反者は出る。自分たちで自治を運営するという姿勢が大切で、コミュニティ組織の確立が重要になってくる。地域の人たちと単身赴任者や専門学校生が、顔の見える付き合いができるような形になれば、この問題は解決されやすいし、行政は自治会任せではなく、協働で対策を考えるべき。

有料袋を導入すると、袋そのものがごみになる。買い物でもらうレジ袋をそのまま利用できるということで、どちらかといえば豊栄地区の方式に賛成。

《単純従量方式に賛成》

豊栄方式をやれば一番いいのだけれども、豊栄地区の場合は、地域の自治というものをかなり意識してやってきていたから成功した。豊栄地区で成功したからといって、そうしたベースのない新潟地区に持ってきて、果たしてそれが成功するのが一番の問題だ。

新潟地区で、町内会長を通じて袋を配布することになった場合、住民基本台帳に乗っている人にだけ無料の袋を配布することになると、登録していない人は、町内会長のところへ文句を言うことになる。非常に問題がある。公平ということからいうと、安い料金を設定してもらって、全部有料としてもらったほうがいい。その上で、有料であるけれど、いただいた手数料は還元はしますということをPRしていけば、単純従量方式で行ったほうがいいのではないかと。

新潟地区では町内会といっても、いわゆる「隣は何をする人ぞ」という感じになっている。転勤などで引っ越してきたときのことを考えると、できるだけ単純でわかりやすい方法がいいと思う。特に都市部、マンション地区では自治会で指導するといっても、最近個人情報などの問題で限界がある。

一定程度まで無料というのはいいが、そこよりさらに高い段階への減量化には行かないのではないかと。より高い段階へステップアップするための全市民的な統一案が必要であり、公平かつ現実的な案をとることが大切。せっかくやるのだから不平とか不満ではなく、みんなで循環型社会を作っていくのだという前向きな気持ちになれる方策が必要。

超過量方式では、配布を受けられなかった方々、あるいは配布を受けた家庭でも、配布を受けた量よりもごみが増えた場合は、高い金額で袋を買わなくてはならなくなり、却って不法投棄が増えるのではないかと。

制度を考える上での一番のポイントは、新潟市が人口81万人の政令指定都市になる中で、実効性があり混乱のない減量方法はどうかと考えることが大切。未来を見据

えた上で、資源循環型の社会を築いていかなければならないという認識に立って、より実効性のある制度を作る必要がある。超過量方式を、現実の新潟市、政令指定都市の中でうまく機能させるために、単に市役所の方々にもっと働いてくださいとか、コミュニティーをもっと作りましょうという決意表明のようなものだけでは、どうもいかない現実がある。

8 1万人が住む新・新潟市で実施するには、単純な方法でないと制度を徹底させられるか疑問。超過量方式は、一地域としては非常にいい方法かもしれないが、これだけの人口を抱える新・新潟市としてはかなり厳しい。新潟市は実際、通勤族が非常に多いわけで、わかりやすいごみの出し方でないと、難しいのではないか。

【手数料収益の市民還元，減免について】

不法投棄されたごみの対策は重要。市民還元策として、手数料収益の中から、新たに不法投棄対策としての費用も出すべき。

ごみステーションをきれいにするためには購入費の補助は必要。他地区のごみを車から投げ込みされないようにするには、ごみステーションの整備が重要となる。ごみステーションの管理という面からも、移動式にすることは効果的。是非、補助金を出していただきたい。

ごみ減量の努力が難しい紙おむつ使用世帯の減免制度は、是非取り入れてもらいたい。

有料化によって負担がきつくなることも考えるべき。高齢者世帯などについて、負担の軽減につながる道もあったほうがいい。

有料化を行ううえでは、負担と受益の調和が大事。調和というのはお金だけでなく、労力も含め、みんなで循環型社会を作っていくために気持ちいい汗をかくということ。これに対する受益は還元策ということになるが、実際に汗をかいている人への還元のため、つまり循環型社会を作る上での減量化やリサイクル，肥料化，そういうものに使っていくべき。

「家庭系ごみの負担のあり方」についての中間とりまとめ

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」については、ごみの減量・リサイクルを推進する観点から全市有料化で統一することが望ましい。

有料化の手法としては、豊栄地区で「超過量方式」が優れた効果を上げていることは理解できるが、実際にすべての地域で実施するためには難しい方式であるため、「単純従量方式」による、有料指定袋制による統一という意見が大勢を占めた。

手数料水準は、現在実施している地区の状況から10リットル当たり10円が適当と考える。

袋の種類についても、実施地区の現状から、大(45リットル)・中(30リットル)・小(20リットル)・極小(10リットル)の4種類を用意するべきであろう。

家庭系ごみ有料化に伴う手数料収益については、明確な形で市民に還元するべきであろう。

紙おむつを使用するなど、ごみを減量しようと努力してもできないような世帯に対しては、手数料の減免制度を設けるべきであろう。

生活保護世帯などの低所得者世帯への減免も検討するべき。

有料化の実施にあたっては、全市民の7割以上にとって新たな負担が生じることから、丁寧な説明により理解を得ることが重要であろう。

8 「事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方」について

事業系ごみの排出方法について

<p>排出抑制・リサイクルの推進 家庭系ごみと同様に，排出抑制・リサイクルを推進し，最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減</p> <p>ア 古紙類の搬入規制を全市に拡大 イ その他の品目については，事業者の自発的な取り組みを促す。</p> <p>処理手数料 ア 事業者の自己処理責任に基づき，処理手数料については処理原価を徴収 イ 徴収方法については，有料指定袋での排出は行わず，重量に応じた単純従量方式とする。</p> <p>ステーション収集 自己処理責任に基づき，ごみステーションでの収集は廃止 （新潟・豊栄・横越地区）</p> <p>事業者の自発的な取り組みへの支援 ア 排出抑制・リサイクルに向けたガイドライン等の作成 イ 優良事業者表彰制度等を創設 ウ 排出事業者・収集運搬業者・リサイクル業者との連携を強化</p>
--

【説明】

事業系ごみについても，家庭系ごみと同様に排出抑制・リサイクルの推進を図るべきであり，平成17年10月に新潟広域地区で実施した古紙の搬入規制により，同地区の事業系ごみが23%も減量したことから，全市で古紙の搬入規制を実施する。

生ごみについても「食品リサイクル法」に基づき事業者の取り組みを促進するなど，その他の資源物も民間資源化ルートへ誘導する。

生ごみ・剪定枝などのバイオマス資源の利活用についても積極的に行う。

品目別の対応

区分	対応	
資源	古紙類	焼却場への搬入規制を全市展開
	生ごみ	食品リサイクル法に基づく事業者の取り組みを促進
	剪定枝木	民間資源化ルートへ誘導
	ペットボトル	
	プラスチック類	
	びん	
	缶	

ごみ処理手数料水準について

現行の手数料水準

区分	新潟広域	新津地区	白根広域	豊栄地区	巻広域
事業系 直接搬入	10kgまでごとに 120円/10kg 平成16年度収入実績 120円/10kg	[指定袋] 特大(60) 1枚140円 大(50) 1枚120円 原則, 収集運搬業者は指定袋を使用 [従量制] 10kgまでごとに150円/10kg 平成16年度収入実績 192円/10kg	[指定袋] 大(60) 1枚136.5円 中(30) 1枚 84円 原則, 指定袋を使用 [従量制] 10kgまでごとに136.5円/10kg 平成16年度収入実績 157円/10kg	可燃(100kg当たり) 700円 粗大(100kg当たり) 1,400円 埋立(100kg当たり) 600円 平成16年度収入実績 83円/10kg	~ 30kg 無料 30kg ~ 100kg 110円 100kg ~ 300kg 320円 300kg ~ 500kg 530円 500kg ~ 1,000kg 1,050円 以後500kg増す毎に 530円 平成16年度収入実績 14円/10kg
	10kgまでごとに 120円/10kg 平成16年度収入実績 120円/10kg	10kgまでごとに 50円/10kg 平成16年度収入実績 50円/10kg	[指定袋] 収集ごとと同額 (例) 可燃 中(30) 31.5円など [従量制] 10kgまでごとに63円/10kg 平成16年度収入実績 58円/10kg	可燃(100kg当たり) 400円 粗大(100kg当たり) 600円 埋立(100kg当たり) 600円 平成16年度収入実績 59円/10kg	~ 1,000kg 無料 1,000kg ~ 1,500kg 1,050円 以後500kg増す毎に 530円 平成16年度収入実績 0円/10kg
ステーション収集	[新潟地区] 1日平均10kg未満無料 " 10~20kg:8,000円/月 " 20~30kg:13,400円/月 集積所管理者の承諾が必要			可燃ごみプラスチック容器包装 大(8kg) 1枚 160円 小(3kg) 1枚 60円 その他のごみは無料 集積所管理者の承諾が必要	

手数料改定(案)

直接搬入ごみ		事業系 ステーション収集
事業系	家庭系	廃止
140円/10kg	70円/10kg	

料金設定の考え方

<p>事業系ごみ</p> <p>処理原価相当で設定</p> <p>(ア) 事業系ごみの約7割が新潟広域で処理されていることから, 当該地域の処理原価を基に設定</p> <p>(イ) 事業系ごみのうち破碎処理される量は, 約1割と少量であることから, 焼却及び埋立処理原価に基づき設定</p> <p>家庭系ごみ</p> <p>市民が直接, 家庭系ごみを搬入する場合の手数料は, 事業系ごみの1/2で設定</p> <p>(ア) 新潟広域を除く合併地区の状況を考慮</p> <p>(イ) 家庭系有料指定袋の手数料水準を考慮</p>
--

平成16年度ごみ処理原価

(単位：千円，t)

区 分		焼却 ()	埋立 ()	小計 () (+)	破砕 ()	合計 (+)
新潟 広域	経費(a)	3,035,378	750,413	3,785,791	544,263	4,330,054
	処理量(b)	222,852	44,455	267,307	17,550	284,857
	単価(a/b*10) (円/10kg)	136	169	142	310	152
他地 区	経費(a)	2,427,266	213,292	2,640,558	216,142	2,856,700
	処理量(b)	129,839	6,979	136,818	5,201	142,019
	単価(a/b*10) (円/10kg)	187	306	193	416	201
総 計	経費(a)	5,462,644	963,705	6,426,349	760,405	7,186,754
	処理量(b)	352,691	51,434	404,125	22,751	426,876
	単価(a/b*10) (円/10kg)	155	187	159	334	168

焼却量は、実処理量 < 処理能力量の場合、処理能力量を採用した。

他地区の埋立欄に巻広域地区分は含まれていない。(埋立ごみを掘り起こしているため)

【説 明】

処理手数料については、廃棄物処理法により事業者のごみは自己処理責任が原則であることからごみ処理原価を徴収することを原則とし、事業系ごみは10kg当たり140円、家庭系ごみは70円の負担水準とする。

新潟地区及び豊栄地区の事業系ごみのステーション収集は廃止する。

事業系ごみの手数料は、全市のごみ処理原価では10kg当たり168円であるが、約7割のごみは新潟広域地区のごみであり、また破砕処理されるごみが約1割と少量であることから、新潟広域地区の焼却及び埋立処理の原価(10kg当たり142円)に基づき設定。

家庭系ごみの手数料は、新津・白根広域・豊栄地区の現行の手数料設定が事業系の約半額程度であることや、家庭系の指定袋の負担水準とのバランスを考慮し事業系ごみの半額程度とした。

「事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方」についての委員の主な意見

事業系ごみをできるだけリサイクルルートに誘導するといっても、現実問題として、収集運搬できる業者が少ないという状況があり、これを解決する必要がある。「自発的な取り組みを促す」と事業者側にばかり促しても限界がある。

古紙や生ごみについては、新潟市の合併建設計画の中にもあるように、バイオマス資源のエネルギー化、利活用に取り組むという観点で資源化することが必要ではないか。

事業系といっても、小さな個人商店など、今まで無料で排出していた事業者は、新たに委託業者と契約することになる。繁華街の飲食店や海水浴シーズンの浜茶屋など、十分な配慮を行う必要がある。

事業系ごみの手数料水準は、ごみ処理原価相当で設定を行うということだが、他都市

と比較すると、原価の割合が高く抵抗感がある。ごみ処理原価相当とするとしても、市は処理経費の削減に努め、できるだけコストダウンを図る必要もあるのではないか。

巻広域地区の負担水準が大きくなることから、地域住民・事業者に対しては十分な説明と理解を得るべきである。

「事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方」についての中間とりまとめ

事業者の自己処理責任に基づき、処理手数料については処理原価の徴収を基本とする考え方は理解できる。

事業系ごみの手数料は、新津地区、白根広域地区で実施している有料指定袋制は廃止し、処理原価に基づき10kg当たり140円の従量制に統一する。

家庭系自己搬入手数料は指定袋とのバランスを考慮し半額程度の10kg当たり70円とするのは妥当であろう。

ごみステーションでの収集は廃止するのであれば、小規模事業者等への十分な説明が必要であろう。

9 「粗大ごみの手数料のあり方」について

手数料水準について

区 分	基準重量	手数料
～ 15kg	10kg	250円
15kg ～ 25kg	20kg	500円
25kg ～ 35kg	30kg	750円
35kg ～	40kg	1,000円

【説 明】

基準単価は、10kg当たり250円とし、上記を基本に品目別に手数料を設定。

「政令市や合併地区の市民負担水準とのバランス」「指定袋手数料（燃やすごみ・燃やさないごみ）とのバランス」「自己搬入手数料とのバランス」を考慮し、10kg当たり250円の負担水準とした。

この負担水準を基に具体的な品目の手数料額は下記に示したとおり。

主な品目の手数料の例示（具体的な手数料額は改めて決定）

種目	品目		手数料(案)
電化製品	1	ストーブ	250円
家具 寝具類	2	たんす(大)	1,000円
	3	テーブル	750円
	4	ソファ(2人以上)	750円
	5	ベッド(マットレスを除く)	1,000円
	6	マットレス(スプリング入り)	500円
	7	布団	250円
OA機器	8	プリンター	250円
趣味用品	9	ゴルフ用具	250円
その他	10	自転車(大人用)	500円

「粗大ごみ手数料のあり方」についての委員の主な意見

直接搬入ごみも粗大ごみも有料になると、急に負担が増えたということになって抵抗があるのではないか。十二分に意義をわかってやってもらうことを優先すべき。

「粗大ごみの手数料のあり方」についての中間とりまとめ

「粗大ごみ」についても、有料により収集することとし、手数料は、指定袋の手数料や自己搬入手数料とのバランスを考慮し、10kg当たり250円を基本に、品目ごとに適切な負担水準で金額を設定するべきであろう。

10 その他

「剪定枝リサイクルの推進」について

基本的な方向性

焼却ごみの減量とリサイクルの推進及び負担軽減の観点から、剪定枝（家庭系）の拠点回収を実施

具体案

ア 場 所

新潟・黒埼地区 古紙拠点回収（32ヶ所）を基本に調整

その他地区 コミュニティ協議会と調整

イ 日 時

日曜日の午後1時～4時（1月・2月を除く）

ウ 処理方法

堆肥原料やボイラー燃料としてリサイクル

【説 明】

剪定枝は、ステーション排出が難しい面も考慮し、古紙回収などの拠点で回収する。

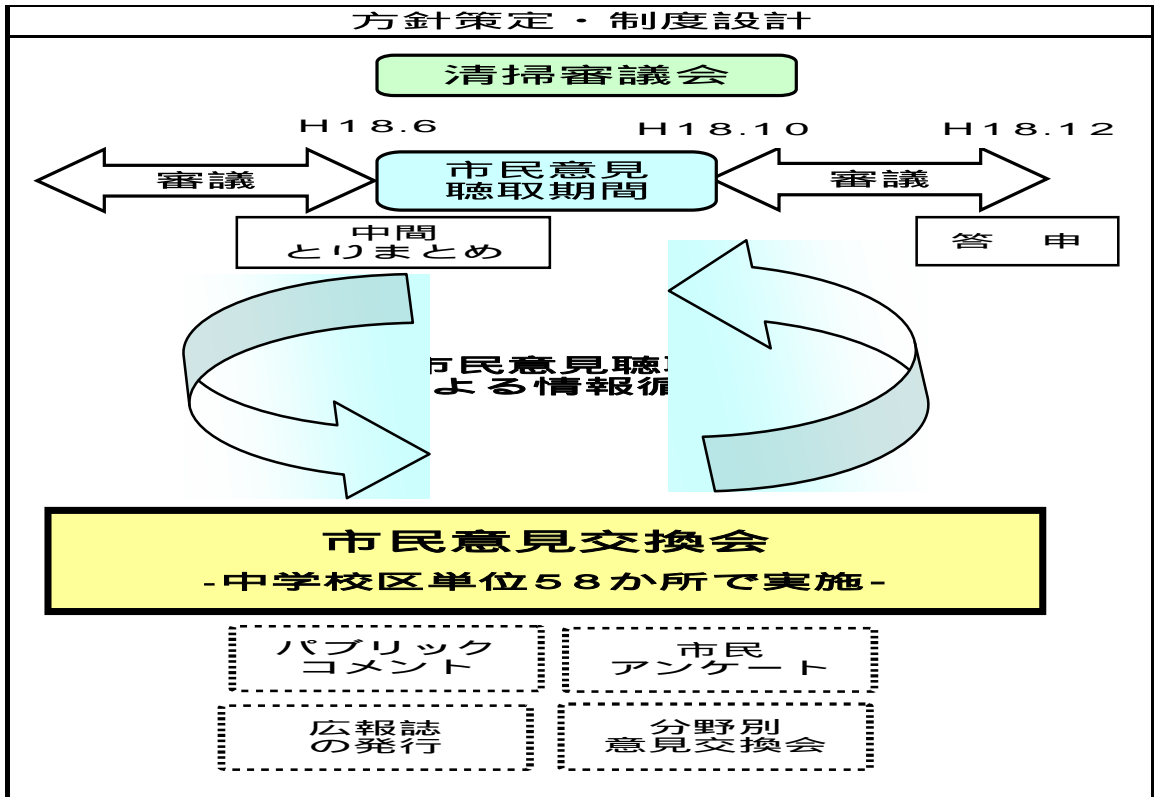
「剪定枝リサイクルの推進」についての委員の主な意見

剪定枝などのバイオマス資源の利活用は循環型社会を形成する上で重要であり、堆肥原料やバイオマスボイラーの燃料としてリサイクルされることが必要。

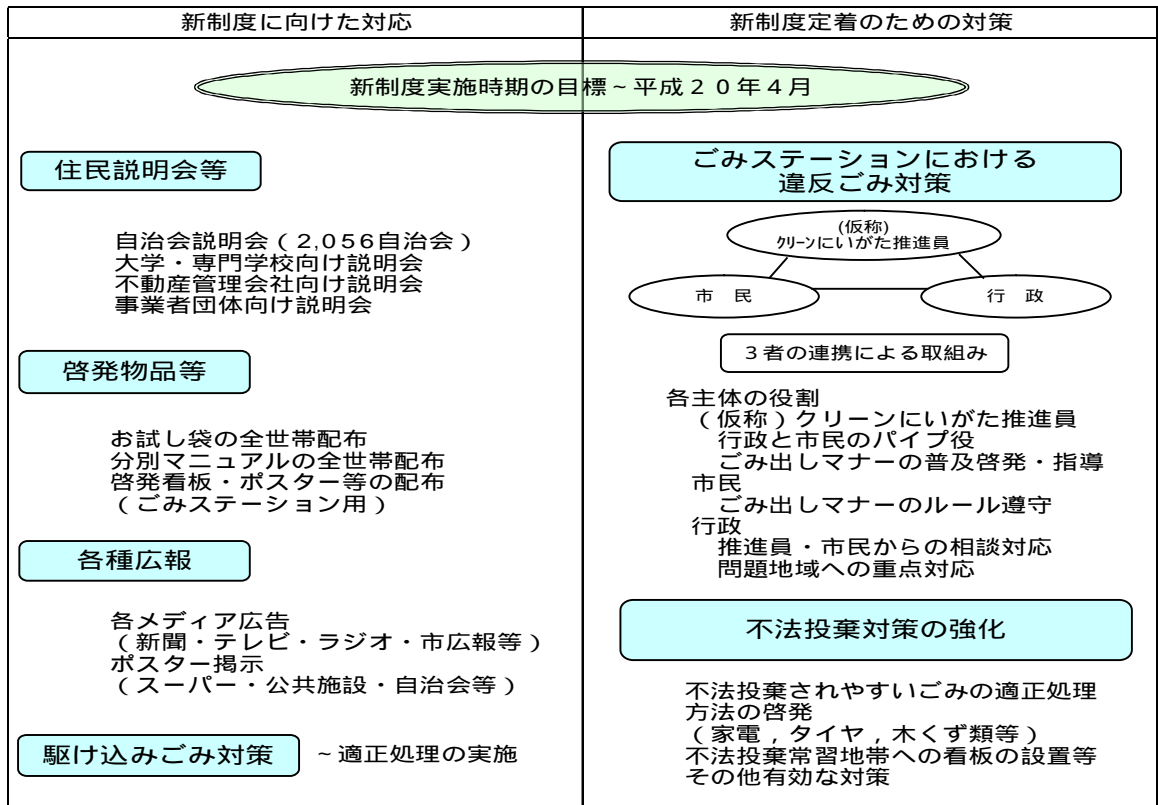
拠点まで車で積んで行ったものを一旦降ろして、また収集車に積み直すというのはわずらわしい。直接搬入できる場所が何箇所かあるようなら、そこへ直接持ち込みできたほうがいい。

有料化・分別変更に伴う制度定着に向けて

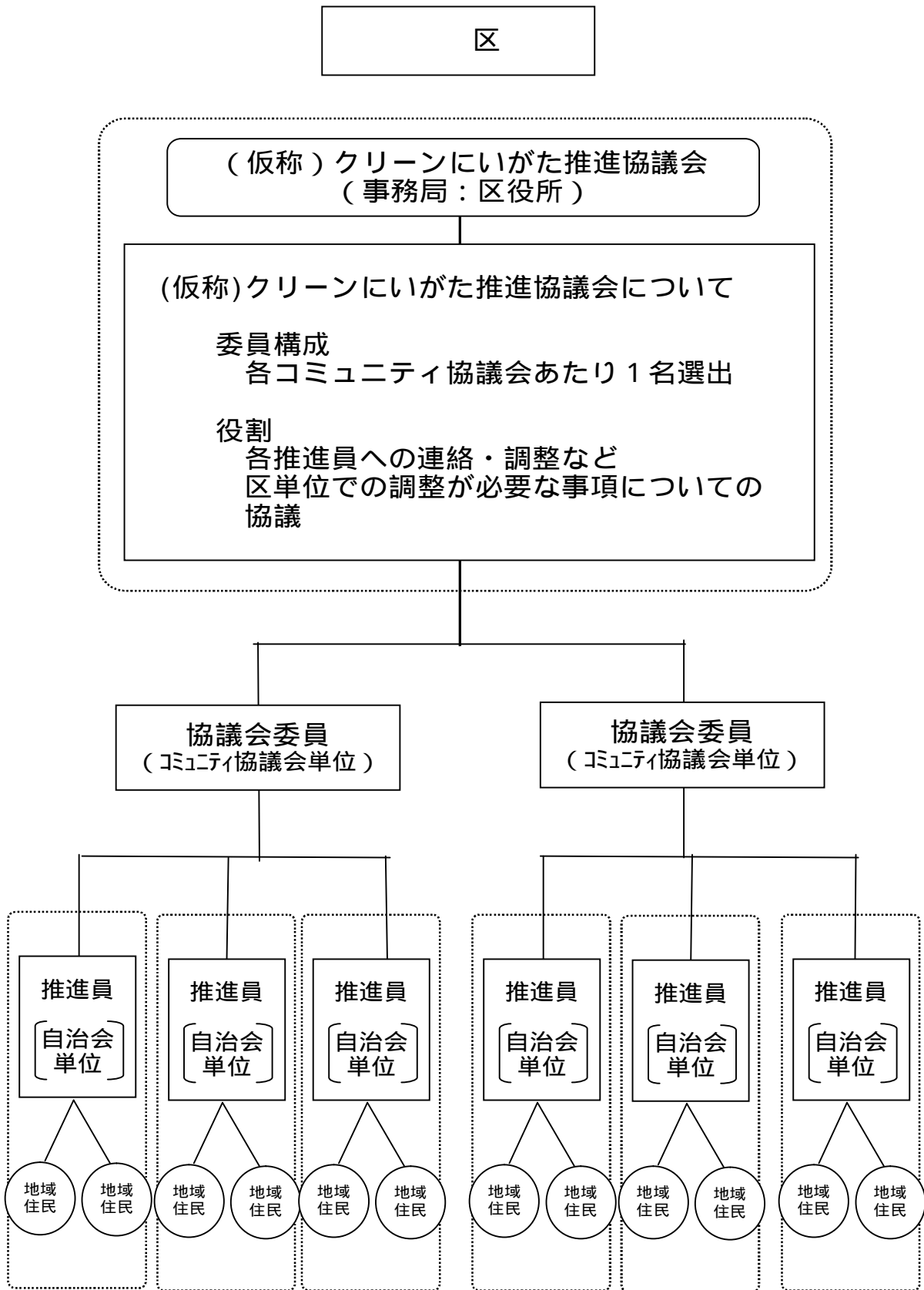
平成18年度



平成19年度以降



(仮称)クリーンにいがた推進員制度のイメージ



1 1 審議経過

年度	回数	期日	主な内容
H17	第1回	10.18	1 会長・副会長の選出 2 「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」(諮問) 3 ごみ処理の現状について
	第2回	11. 8	1 各地区のごみ減量・リサイクルの取組み 2 ごみ処理経費の地区別比較
	第3回	11.24	ごみ処理施設視察 ・プラスチック油化センター ・資源再生センター ・豊栄環境センター ・新田清掃センター ・赤塚埋立処分地 ・鎧漕クリーンセンター
	第4回	12.20	1 田園型政令市・協働でつくる環境先進都市 -1人1日 120g ごみ減量 - 2 家庭系ごみの分別区分のあり方
	第5回	1.12	1 家庭系ごみの分別区分のあり方
	第6回	2. 7	1 巻広域地区からの要望書について 2 家庭系ごみの負担のあり方
	第7回	2.15	1 巻広域地区地域審議会との意見交換
	第8回	3.28	1 平成18年2月議会における質問及び意見等について 2 家庭系ごみの負担のあり方
H18	第1回	4.26	1 家庭系ごみの負担のあり方
	第2回	5.16	1 事業系ごみの排出方法及び手数料 2 剪定枝リサイクルの推進について
	第3回	6. 1	1 巻広域地区の取扱いについて 2 分別変更・有料化に伴う制度定着に向けて 3 中間とりまとめについて
	第4回	6.12	1 中間とりまとめについて